

八幡平市社会教育関係団体登録に関するお願い

社会教育関係団体登録の申請書の見直しを行っています。

登録された団体は体育施設等の減免対象となるため、活動実態を正確に把握する必要があります。

申請書の記載等で不明な点がございましたら、お問い合わせください。

申請書の

記入のポイント

○登録申請書○

- ・「**2. 活動内容**」で団体の活動状況を確認します。

令和6年度の活動実績・収支、令和7年度の活動予定・収支計画を記入してください。総会資料などでこの内容が分かる資料がある場合はその資料を提出してください。

- ・「**決算**」

令和6年度の施設使用料や活動用具の購入費用等の結果を記入してください。

収入が多かった場合は翌年度へ繰り越します。

- ・「**予算**」

令和7年度の施設使用料や活動用具の購入費用等の予定を記入してください。

収入の合計と支出の合計は同じ金額にします。

(科目の例) 会費、繰越金、消耗品費、大会参加費 など

○活動実績報告書○

- ・継続して登録申請する団体は提出してください。

- ・**体育施設等を減免利用した活動は必ず記入**してください。

○会員名簿○

- ・団体の人数、会員の所在の区分を確認します。
- ・登録する団体は、**会員が5人以上でその半数以上が市内に在住、在勤または在学している**必要があります。
- ・家族だけで構成されている団体や同じ活動内容での重複登録はできませんのでご注意ください。

○会則○

- ・「会則」は団体の運営や活動の基本となる決まりやルールを定めたものです。
- ・会則は**団体を設立したときに作成、施行(効力を発揮)します**。会則の作成日や、変更日は附則として残しておきます。
- ・会則を変えるときは、その内容について会員で話し合うことが大切です。

○問い合わせ○

八幡平市文化スポーツ課 スポーツ推進係

TEL : 0195-74-2111

FAX : 0195-74-2102

メール : bunkasports@city.hachimantai.lg.jp